

年休  
問題

# 差別・選別をしてはいけない！

Q：年休の時季指定が競合した場合「当該年休の申込事由、年休消化状況及び最近の勤務実績及び勤務指定、休日等の臨時勤務の実績並びに休日勤務希望実績等を総合的に勘案する」と記載されています。

きんたい  
勤怠で年休を選別するのは「あり」なのでしょうか？

A：“勤務実績”って何ですか！？

年休申請には関係ないでしょ！

年休は、人や理由によって付与したり、しなかったりしてはダメです。ましてや、勤務実績は年休申請に関係なければ、必要ありません。

労基署の担当者は、年休付与の競合で<sup>きんたい</sup>勤怠を持ち出すことについて聞くと失笑していました。それだけ、JR東日本では法令に存在しない“おかしいこと”が行われようとしています。まさに、世間での非常識をJR東日本は社員に押し通そうとしていたのです。

会社にとって都合の良いルールを策定し、あたかも正当だと思わせたかったようですが、騙されてはいけません！

私たちの権利と生活を守るために、誰もが安心して年休を取得できる、公平かつ公正で納得感のある環境づくりを求めていこう！